

用語の説明

一般会計等

地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計（公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保険事業会計、介護保険事業会計等）以外のものが該当する。地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲である。

形式収支

歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額。その年度内に収入された現金（前年度からの繰越金を含む）と支出した現金との差額。

実質収支

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた、実質的な収入と支出との差をいう。つまり、本来当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額で、繰越事業等を当該年度に執行し、又は当該年度に発生した債務をその翌年度に履行したものととして収支の結果をとらえるものである。

一部事務組合

市町村が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。ごみ処理や消防組織などの一部事務組合がある。

地方公社、第三セクター等

地方公共団体が出資する会社法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人。財政状況等一覧表の対象は、以下のいずれかの条件を充たす法人。

- ・ 当該市町村が25%以上出資する法人。
- ・ 当該市町村が財政支援（補助金、貸付金、債務保証、損失補償）を行なっている法人。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還及びその信用を維持するための基金。公債費の償還を計画的に行なうための資金を積み立てる目的で設けられる。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額 に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額 に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

財政力指数

財政基盤の強さを示す指標である。標準的な行政活動を行なう財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いと見ることができる。通常過去3カ年の平均をいう。原則として単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されない。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源や減税補てん債(特例分)及び臨時財政対策債がどの程度充当されているかを示す指標である。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。